



2013 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 資 生 堂
代表者名 代表取締役会長 兼 執行役員社長
前田 新造
(コード番号 4911 東証第 1 部)
問合せ先 IR 部長 高倉 宏文
(TEL. 03-3572-5111)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役および執行役員に対するストックオプションとして下記の要領で新株予約権の募集を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当新株予約権は、当社の役員報酬制度における長期インセンティブ型報酬としてのストックオプションです。

〔当社の役員報酬制度〕

当社の役員報酬制度は、社外取締役を委員長とし社外メンバーを加えた役員報酬諮問委員会で設計されており、客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっています。

本制度における役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績目標の達成度や株価によって変動する「業績連動報酬」によって構成され、執行役員としての役位が上位の者ほど業績連動報酬の割合を高く設計し、平均では、3 力年計画および各年度の業績目標達成度が 100% の場合に固定報酬の比率が 40% 程度、業績連動報酬の比率が 60% 程度となるよう設計しています。

業績連動報酬は、毎年の業績に応じて支給される「賞与」のほか、3力年計画の目標を基準とし3力年計画最終年度終了後に目標達成度に応じて支給する「中期インセンティブ型報酬」としての金銭報酬、株主の皆さまとの利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストックオプションからなり、当社の取締役および取締役を兼務しない執行役員に単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機づける設計としています。

当新株予約権のうち取締役に対するものは、2013年6月25日開催の第113回定時株主総会において、長期インセンティブ型報酬として、以下のとおり承認されたものです。

〔取締役に対する長期インセンティブ型報酬〕

- ・ 新株予約権の割当てを受ける者 当社の社外取締役を除く取締役6名
- ・ 割り当てる新株予約権の総数 1,000個以内(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)
- ・ 新株予約権に係る報酬等の枠 年額 金6,600万円を上限

記

当社の取締役および執行役員が、株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを目的に、2013年度においても、新株予約権の行使に際して出資される金銭の額を1円とする新株予約権を用いた長期インセンティブ型報酬としてのストックオプションを、当社の社外取締役を除く取締役6名、および取締役を兼務しない執行役員10名に対して付与します。

なお、当該新株予約権の付与に際しては、新株予約権の公正価額を当該新株予約権の払込金額とし、払込金額相当額の金銭報酬を当社の社外取締役を除く取締役および取締役を兼務しない執行役員に支給することとしたうえで、支給を受けた者が払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺する方法により行います。

1. 募集新株予約権の割当対象者

当社の社外取締役を除く取締役6名および取締役を兼務しない執行役員10名に対して割り当てる。

2. 募集新株予約権の総数

当社の社外取締役を除く取締役 1,000個

当社の取締役を兼務しない執行役員 900個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

各募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その数(以下、「対象株式数」という。)は100 株とする。

ただし、当社が、株式の分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

2016年8月1日から2028年7月31日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、これらを承認する当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当社は同日時点で残存する募集新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の募集新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

②新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することはできない。

③募集新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、募集新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。

12. 募集新株予約権の払込金額

- ①Hull-White 型の修正二項モデルにより、割当日の終値を用いて算定される募集新株予約権の公正価値とする。
- ②新株予約権者は、上記5.の募集新株予約権を行使することができる期間の初日の前日までの間において、上記①の募集新株予約権の払込金額に新株予約権者に割り当てられた募集新株予約権の個数を乗じた金額の金銭による払込みに代えて、2013年7月31日の当社取締役会において募集新株予約権に申込みかつ募集新株予約権の払込金額と相殺することを条件に職務執行の対価として新株予約権者に与えられることが決議された新株予約権者の報酬債権(上記①の募集新株予約権の払込金額に新株予約権者に割り当てられた募集新株予約権の個数を乗じた金額に相当する)をもって相殺することを申し出るものとし、当社は、新株予約権者が当該申し出を行った場合、当該相殺による払込みを承諾するものとする。

※当該払込金額は、募集新株予約権割当後確定次第速やかに公表いたします。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

2013 年 8 月 29 日

14. 募集新株予約権の行使請求および払込の方法

- ①募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める電磁的方法により、新株予約権行使請求を行うものとする。
- ②上記①の新株予約権行使請求とともに、募集新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の行使価額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて下記15.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

15. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

名称 株式会社みずほ銀行 銀座支店

住所 東京都中央区銀座4丁目2-11

(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

16. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

募集新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ上記14.②に定める払込金指定口座に入金されたときに生ずるものとする。

17. 本要領の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要領の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要領を変更できるものとし、かかる変更は本要領と一体をなすものとする。

18. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は、代表取締役社長に一任する。

以 上